

平成24年度第2回北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会 議事録

日 時：平成25年2月25日

場 所：かでの2・7 710会議室

1 開 会

(小田主幹)

ただ今から、平成24年度第2回北海道食の安全・安心委員会BSE専門部会を開会します。開会に当たりまして、一色部会長からごあいさつをお願いします。

2 挨拶

(一色部会長)

みなさまこんにちは。一色でございます。

このBSE専門部会も第2回目となりました。国際的な委員会であるOIEでの議論、国の評価機関としての食品安全委員会、管理機関としての厚生労働省、農林水産省での議論、さらに北海道内でのBSE対策見直しに関する説明会と、いろいろな動きがあったと思います。当部会では、今後の北海道のBSE対策について忌憚の無い意見を頂きたいと考えております。それでは今日一日よろしくお願ひいたします。

(小田主幹)

続きまして、農政部食の安全推進局長の 土屋よりごあいさつ申し上げます。

(土屋局長)

食の安全推進局長の土屋でございます。専門部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。一色部会長をはじめ特別委員の皆様には、年度末を控えたご多忙な時期にもかかわらず、ご参集いただきましたことにお礼申し上げます。

昨年11月に第1回専門部会を開催したわけでございますけれども、その後の国のBSE対策の見直しによりますと、と畜牛の検査月齢の30か月を超える引き上げが今年4月1日から決まるなど、具体的な動きが出てきました。

一方、食品安全委員会は、更なる検査対象月齢の引き上げについて現在、検討が続けられているところでございます。また、いわゆるBSE清浄国である「無視できるBSEリスクの国」のステータス認定に向けた申請については、日本がOIE（国際獣疫事務局）の要件を満たしている旨の評価書案がまとまったと、先週の21日に農水省が公表いたしました。今年5月のOIE総会で晴れてBSE清浄国に承認されるものと考えております。

こうした動きやBSE対策の実施状況等を広く道民の方々に理解いただくため、私どもとして、今月14日に厚生労働省の担当官をお招きし、国内におけるBSE対策見直しに関する説明会を札幌で開催しました。各界の200名程の出席者の方々に、私ども、

そして厚生労働省から総合的なBSE対策の実施状況等をご説明いたしました。後ほど説明いたしますが、説明会の理解度を調査しましたところ、多くの方々から理解をしたとの評価が得られたところでございます。

さて、道のBSE対策の今後のあり方については、まさしくこの部会で議論していただいているところでございますので、4月以降、新年度からは、私どもとしては、当面、来年度は現行の検査を継続するというので、必要な予算を現在開催中の道議会に提案しているところでございます。ただ、今申し上げたとおり、当面、来年度ということなので、今後のあり方については、引き続き、この専門部会でご審議いただくことを基本に、道民や関係団体の皆様からのご意見、さらには他の都府県の動向を注視しながら、国の更なる検査対象月齢の引き上げの動き、これは国が正式に申し出ているわけではありませんが、これまでのいろいろな経過を踏まえたと、本年のそう遅くない時期に示されるのではないかと、私どもは考えているわけでございますけれども、そういった国の動きを見極めつつ、今後のあり方について引き続き慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

本日の部会では、欧米におけるBSE対策等についてご検討頂きたいと考えております。一色部会長を始め、特別委員の皆様にはよろしくようお願い申し上げます、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(小田主幹)

それでは、本日の部会委員の出席状況についてご報告申し上げます。本日は一色部会長と4名の特別委員の方々全員のご出席をいただいておりますので、北海道食の安全・安心委員会運営要綱第4条の2により会議が成立していることをご報告申し上げます。

本日の議題は、検討事項として「ア 欧米のBSE対策に対するそれぞれの委員の立場からの意見の整理」と「イ 国が検査対象月齢を30か月超とした場合の北海道が行う検査に対する意見の整理」です。

配布資料については、検討事項「ア」の関連が資料1、検討事項「イ」の関連が資料2-1と2-2、資料3となっております。

なお、参考資料として、2月14日に開催した「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」の資料をお配りしております。ご確認お願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議事進行については、一色部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 検討事項

ア 欧米のBSE対策に対するそれぞれの委員の立場からの意見の整理

(一色部会長)

前回の本部会では、部会設置に係る経過等について報告されました。さらに、議論としては、北海道が行ったBSE検査に対する意見の整理、厚生労働省の説明会時における道民からの意見聴取方法について議論したところでございます。

本日の部会では、先程司会者からも説明があった2つの事項について検討いたします。一つは、欧米のBSE対策に対するそれぞれの委員の立場からの意見の整理、もう一つは、国が検査対象月齢を30か月超とした場合の北海道が行う検査に対する意見の整理ということです。

本日の会議は、15:30を目途に終了したいと思いますので、議事の進行についてご協

力をお願いします。

それでは、議題(1)のアについて事務局から説明をお願いします。

(奥田家畜衛生担当課長)

家畜衛生担当課長の奥田でございます。お手元の資料1をご覧ください。

欧米におけるBSE対策です。このテーマについては、部会長からのオーダーもあり、説明させていただきます。

1 ページ上段は、農林水産省が公表した世界のBSE発生状況の地図です。直近では、昨年12月にブラジルでの初発生がございましたが、調査の結果、この牛は2年前に死亡した13歳の繁殖雌牛で、保管していた材料の検査の結果BSEと確認されたもので、それ以上の詳細は不明ということでございます。

BSEは英国で初めて確認された後、世界に発生が拡大したものでございますが、ヨーロッパでは英国以外にも21か国と、多くの国で発生が確認されております。

下段は、先月22日に厚生労働省が発表した資料でございます。OIEに報告があったデータを用いており、1992年には最も多くの発生、世界で37,316頭もの発生がありました。そのほとんどが英国での発生でした。その後の各国での取組により、昨年は世界で12頭と、対策の効果により激減しております。

国別の累計では、英国が約18万4千頭と最も多く、英国を除く欧州全体では約6千頭となっております。

2 ページ目は 先月22日に厚生労働省が発表した資料でございます。世界のBSE発生頭数とvCJDとの関係性についての説明でございます。vCJDはヒトの変異型クロイツフェルト・ヤコブ病のことでございまして、BSEの原因となる異常プリオンたん白質を摂取することにより発生すると考えられております。

上段は国別の発生数でございます。BSEは英国での発生が最も多く、vCJDの発生も176名と一番多くなっております。その他の国を見ても、フランスでBSE1,020頭に対しvCJDが27名。BSEの発生に比例してvCJDの発生も多い傾向になっております。日本では1名がvCJDで死亡されておりますけれども、英国滞在歴がある方だということでもあります。

下段の図は、年次別のBSEとvCJDの発生の比較でございます。BSE発生のピークは1992年であり、vCJDの発生のピークは8年後の2000年となっております。端的に言えば、BSEの大量発生があると概ね8年後にvCJDの発生の危険性があると想定されます。なお、昨年のvCJDの発生は世界で2名ということでございます。

3 ページ目、EUにおけるBSE対策について説明いたします。BSEは牛の神経症状を呈して死亡する疾病として1986年に英国で初めて報告され、1995年には英国でBSEに感染した牛の臓器を食べてヒトが感染した可能性が否定できないvCJDの存在が確認されました。1991年にはフランスで自国産の牛でBSEが確認されるなど、2000年以降にはEU全体に発生が拡大しました。欧州委員会では、EU全体に感染が広まったことから、統一した対策が必要と考え、2001年に統一ルールであるTSE規則等を制定しました。TSE規則では、SRMの除去と飼料規制いわゆるフィードバン、BSE検査等について規定しました。

4 ページ目、TSE規則制定以降の各国の、特に飼料規制を中心とした取組により発生が大幅に減少したことから、欧州委員会は2005年、BSEの清浄化の進行に合わせたリスク管理をすべきと決定し、その方向性を示すTSE指針、いわゆるロードマップを作成・公表しました。

下の図は第一次ロードマップでございます。2005年に公表され5年先を見越した見直

し目標となっております。

SRMは2005年の指針制定当時、全月齢の扁桃（へんとう）と腸に加え、英国では6か月齢超の頭、せき髄、せき柱。その他の国では12か月齢超の頭などでありましたが、全月齢の扁桃、腸を除くその他の部位について月齢を見直すこととしました。

BSE検査については、飼料規制、SRM除去等の対策効果の把握の手段との位置づけであり、対象月齢の引き上げを検討することとしました。

5ページ目には第二次ロードマップを示しました。2010年に公表されたもので、5年先の見直しを目標としております。SRMについては、2010年の公表当時は、全月齢の扁桃や腸に加え、12か月齢超の頭蓋（とうがい）やせき髄、30か月齢超のせき柱としておりましたが、OIEの基準である30か月齢超の脳などに一致させる方向で検討を開始することとしました。

BSE検査についてはOIEの基準の30か月齢以上の高リスク牛とは別に、欧州委員会ではなおきつく検査対象の検討を継続することとしました。その他としては、飼料規制いわゆるフィードバンの見直し、BSE患畜同居牛の処分範囲の見直し、迅速検査の開発促進等についても規定しました。

6ページ目には、欧州委員会が行った検査対象月齢見直しの根拠となった欧州食品安全機関いわゆるEFSA（エフサ）のリスク評価を示しております。

エフサのリスク評価では、健康牛の検査月齢は当初は30か月齢超、次いで48か月齢超、2011年7月以降は72か月齢超となっており、昨年2012年10月にはEU加盟が遅かったブルガリアとルーマニアを除く25か国は対策を開始して11年が経過しており検査を廃止することが可能と公表されました。

7ページ目、EUにおけるBSE検査対象について図示しております。新たに日本への輸入が開始されるフランス、オランダにつきましても、健康と畜牛の検査対象月齢については、TSE規則に基づき72か月齢超となっております。欄外に記載してありますが、欧州委員会では、本年2月下旬から3月上旬以降、ブルガリア及びルーマニアを除く加盟国については、それぞれの判断で健康牛のBSE検査は廃止することが可能としております。

8ページ、OIEにおける基準を記載しております。OIEでは、1988年に英国から新しい疾病としてBSEの報告があった後、新たにBSEに関する基準を設定しました。基準にはその国のBSEリスクステータス、BSEのサーベイランスの方法等について規定されています。

9ページには、SRM、サーベイランスについての基準を記載しております。サーベイランスの基準については、30か月齢以上の高リスク牛と30か月齢以上の健康と畜牛を対象としており、日本が現在認定されている管理されたリスクの国では10万頭に1頭、国内に発病した牛が居たと仮定して、統計学的にこの牛を摘発することが可能な頭数を検査することが求められています。

10ページには、北米におけるBSE対策について示しております。

アメリカは1990年と世界的にも早い段階からサーベイランスを開始しましたが、飼養頭数が多いことや個体管理が難しいことなどから、BSE検査は当初から一貫して国内の浸潤の程度を把握する目的で実施しております。

11ページにはカナダについて記載しておりますが、BSE検査についてはアメリカ同様、サーベイランスとして実施しております。

12ページには、北米におけるBSE検査対象の基準、OIEの基準、日本における基準を併記して図示しております。北米はOIE基準に準拠してBSE検査を実施していることを示しております。

まとめとなりますが、BSEが多く発生したEUでは、牛への感染を防止する飼料規制、ヒトへの感染を防止するSRM除去を重点とした対策を講じており、さらには個体識別を容易にするトレサビリティを導入してBSE発生の大幅な減少とvCJDの減少に伴い、SRMの範囲と検査の対象を見直しております。

OIEはEUほどの厳しい基準は無いものの、EUでの対策や実験感染のデータを基に基準を設定しており、北米ではOIEの基準に準拠しております。

また、日本で2001年にBSEが初めて確認される基となったBSE検査は、EUの欧州委員会に所属する科学運営委員会からの勧告に基づき2001年4月から開始されたものであります。

日本では、初発生以後、OIE基準をベースとしてEUでの対策を参考に、日本独自の対策を講じてきておりますが、EUの対策の様に清浄化の度合いによって対策を見直すことは順調に出来ていない状況にあります。

以上、説明を終わります。

(一色部会長)

ありがとうございました。

ただ今のご説明について、各委員からご意見を伺う前に、不明点や疑問点がありましたらご質問をお願いします。いかがでしょうか。

堀内先生、専門用語が出てきたのですが、BSEとTSEについて解説いただけないでしょうか。

(堀内特別委員)

BSEというのは、牛海綿状脳症、Bovine Spongiform Encephalopathyの頭文字です。TSEというのは、BSE以外の動物のプリオン病である羊のスクレイピー、鹿の慢性消耗病、これらを総称して伝達性海綿状脳症と読んでおります。Transmissible Spongiform EncephalopathyということでTSEです。BSEはTSEの中に含まれるという解釈になります。欧州では羊の飼養頭数が多くスクレイピーが発生して問題になっておりますし、北米では慢性消耗病の発生が問題となっており、TSEという用語は広く使われております。

(一色部会長)

ありがとうございました。

どうぞ、ご質問や疑問点がありましたらお願いします。

(塩越特別委員)

(資料1)7ページの「EUにおけるBSE検査対象」の表についてですが、フランスが、健康と畜牛は2001年1月に30か月齢超を対象にしていたのに、7月からは24か月齢超として、2004年7月からは30か月齢超に戻っていますが、何か意味があるのでしょうか。

(奥田家畜衛生担当課長)

はっきりはしませんが、かつてはEU各国がバラバラに対応しており、フランスは2001年以前に24か月超を対象として独自に行っていた検査を、TSE規則に基づいて30か月齢超の検査に足並みを揃え、また元に戻したと聞いております。

(一色部会長)

他に質問はございませんでしょうか。

質問が無い様なので一番目の議題である「欧米のBSE対策に対するそれぞれの委員の立場からの意見の整理」これをお伺いしたいと思います。どうでしょうか。

塩越委員、何かご意見があれば。

(塩越特別委員)

まず、早い段階で、健康と畜牛の月齢を引き上げているが、これは、欧州食品安全委員会の独自の調査で判断されているという理解でよいでしょうか、OIEの基準と異なる場合も有りますが。

(奥田家畜衛生担当課長)

エーリック (alic : 独立行政法人農畜産業振興機構) の報告書によると、欧州食品安全機関で、多くの発生例と、実験感染の結果と合わせて、将来的な発生予測もあって月齢を定めていたようです。

(塩越特別委員)

これらは定型BSEについてで、非定型は含まれていないということでしょうか。

(奥田家畜衛生担当課長)

その様に聞いています。

(塩越特別委員)

非定型BSEについては知見が不足していると聞いていますが。

(奥田家畜衛生担当課長)

非定型の研究が深まったのは後になってからなので、定型と非定型を調べていたかは分かりません。日本の23か月齢の非定型を含めて、高齢牛で60数例あったと聞いています。

(塩越特別委員)

食品安全委員会の報告書を読んだり、インターネットでの情報を見ると、日本での発生報告以降、非定型の発生報告が増えたように感じます。非定型というのは、神経症状を示さないとも聞いており、そういった場合、検査をしないでどうやって見つけることができるのか、30か月まで検査をしないということになると、23か月の牛については感染性がなかったということではありますが、それ以降、30か月齢までの非定型についての安全性についてどこまで調べられているのか掴みきれません。

それから、安全委員会の報告書を見ると、「イタリアで見つかった非定型では、これまでのSRMに蓄積が見られず、可食部である筋肉で蓄積があった」という報告について、肯定する報告もあるが否定する報告もあるといった記載になっていて、重要なところがあいまいになっています。アメリカなどの発表では、サーベイランスで3頭見つかって全て非定型ということでした。これらを完全に除外するには、検査をきちんとして流通に乗せないことが大切です。事後対応に費用をかけるのではなく、先行投資的に予算をかけて、継続的に流通に乗らない様にするのが食の安全や安心に繋がるのではないかと考えています。

協会で開催した勉強会でも、安全がはっきりするまでは、消費者の立場としては検査を継続して欲しいという意見が多いです。道が「当面の間」として検査を継続するという報道を見てほっとする一方、いつまで継続されるのかといった不安も持っている状況にあります。

(一色部会長)

ありがとうございました。非定型の問題は、OIEの規則では、可食部、肉は危険部位として見なしていませんね、堀内先生。

(堀内特別委員)

現時点の理解ですけれども、定型BSEに関しては、発症牛は除きますが、筋肉は無制限で貿易の対象になる部位だと認識しています。非発生国（無視できるリスクの国）では。

(奥田家畜衛生担当課長)

OIE基準によると、可食部、筋肉については、BSEについて考慮する必要は無いという考え方です。

先程の説明の補足ですが、飼料規制もSRM除去も非定型は含みません。定型の対策として実施している中で非定型もトラップされてくるという訳です。非定型はどのように発生するか分からないが、高齢牛で極めて稀に発生するというので、「無視できる」という判断がされています。

(堀内特別委員)

定型BSEであっても、病末期では筋肉にPrP^{Sc}が蓄積し感染性があるというのは事実であるし、非定型についても、脳にPrP^{Sc}が十分蓄積している牛では、筋肉中の筋紡錘という特殊な組織にPrP^{Sc}が蓄積するということは知られています。OIEも無視して言及していない訳ではないと思います。

(一色部会長)

ありがとうございました。

小倉委員、欧米の対策についてご意見ありましたらお願いします。

(小倉特別委員)

フランスでは、2004年4月生まれが最も遅い陽性牛で2011年7月以降は健康と畜牛の検査対象が72か月齢超とされ、オランダにおいても、2001年2月生まれが最も遅い陽性牛でも健康と畜牛の検査対象が72か月齢超とされたのは2011年7月以降。EUで、こういう結果になっているというのは、72か月齢というのは、様々な要素の中でOIEの考え方、国際的な基準を満たしているのかどうかということが一点。

もう一つは、非定型についてのOIEの考え方、世界での非定型についての考え方について教えて欲しいと思います。

(堀内特別委員)

非定型BSEの対応についてOIEははっきりとは示していないのが現状です。非定型BSEを「BSE」に加える加えないというところの結論が出ていなかったと思います。食品安全委員会でも非定型の取扱について議論しています。日本で見つかった若齢

牛を除いては全て6歳以上、72か月齢以上での発生です。世界各国で、これまで、24か月齢や30か月齢からの健康牛を含むかなりの数のスクリーニングを実施してきた。日本では全月齢検査を実施しているその中で見つかっていないというのは、72か月齢までは非定型はほとんど発生しないのだろうというのは間違いありません。それより若い、二十数ヶ月から30か月というの、これまのスクリーニングの結果、世界で数千万頭検査しても見つかっていないという事実があります。若齢牛では心配することのない病気なのだと思います。

アメリカのサーベイランスの方法は欧州や日本と異なり、臨床症状がある牛からさらに選抜して実施しているため、若い牛でのデータは無いが、これまで日本や欧州で実施してきたスクリーニングで得られている知見から、問題になるような頭数や質の非定型BSEは無いものと理解しています。

(小倉特別委員)

実際には、欧州も北米も何万頭もの検査体制ではあるが、一定月齢を超過した牛を対象とした抜き打ち的な検査であり、日本では全頭検査を実施して二十数か月齢の非定型も見つけています。欧州、北米、日本で検査体制や検査頭数に違いがあり、こういった点が消費者が不安になる材料のひとつではないでしょうか。

(堀内特別委員)

北米に関しては、アメリカでBSEが発生した当時、欧州の委員会の方からサーベイランスに力を入れるようコメントがあったが、OIEの基準に準拠して行うという従来の方法を変えなかった。欧州に関しては、24か月齢あるいは30か月齢という月齢の制限があったが、それ以外の牛もスクリーニングと称してスイス以外の国では検査していた。かなり日本に近いスクリーニングをしてきたと理解している。日本はそれ以下を含めた「全頭検査」を実施してきたわけですけれども。

非定型については、日本でも、23か月齢から169か月齢までの間で1頭も発生していない。国内で今まで1,300万頭以上検査して見つからない。世界で六十数例しか見つからない。北米と日本の差を問われると回答が難しくなりますが、欧州と日本の検査の仕方は、かなり同じ様なコンセプトで検査を実施してきたと思っています。

(小倉特別委員)

EU、フランス、オランダで検査対象月齢を72か月齢まで持ってきた経過、これはOIEの基準内で推移してきたのでしょうか。

(堀内特別委員)

基本的にはOIEとは別に考えて、OIEとは独立して考えて引き出した結果です。今後のことに関しては、第一次、第二次とロードマップが示されているが、例えばSRMはOIE基準に合わせて行きたいという方向性が出しているが、示されている数字に関してはエフサが独自の判断で出したものと理解してよろしいかと思っています。

(一色部会長)

佐々木委員からご意見がありましたらお願いします。

(佐々木特別委員)

ありません。

(一色部会長)

堀内先生から追加、補足がありましたらお願いします。リスク分析の考え方からいいますと、リスクの大きさやリスクの質に応じたリスク管理や対応をしなければならないと思いますが。全頭検査が始まった当時はトレサビリティ制度もありませんでしたし、飼養管理の状況も分かりませんでした。その後、リスク管理がしっかりなされるようになって現在に至っている訳ですが、リスクの性質に応じたリスク管理の仕方、この点についてコメントがあればお願いします。

(堀内特別委員)

確かに2001年当時はトレサビリティ制度が無かった。当初は全頭検査をする方向性では無かったと聞いているが、トレサビリティ制度が無かったこともあり、「鶴の一声」で全頭検査がスタートしたと聞いています。この問題の難しさは、一度導入した管理措置を緩める方向の見直しが如何に難しいかということです。vCJDは非常に稀な病気ですが、感染してしまうと治療法も無く死に至る。そういったことから、リスクが低下しているのは間違いない事実ですが、管理措置の見直しに中々踏み出せないということです。

(一色部会長)

欧州等では、リスク分析を行い、それに基づいて管理措置をどんどん見直している。英国ではかなりのBSE発生があったが、管理措置は見直されている。「徹底的にとう汰した」とか「飼料規制をした」とか「SRMをきちんと取り除いた」とのことで、英国においても管理措置は緩められてきているという印象をもっている。

その辺り、欧州や北米等と日本における管理措置のあり方について感想でもかまいませんが、ご意見含めて何かあれば。

(塩越特別委員)

米国人の書いた本を読んだ状況しか分かりませんが、米国では連邦法と州法との兼ね合いもあり、連邦法で決めたことでも州によって徹底度合いに差があるようです。牛井チェーンで脊柱の混入が見つかったのも、そういったところに要因があるのではないかと思います。

米国で1999年から2012年までに1,079,198頭の検査を実施し、これは日本より少ない頭数ではありますが、この中で非定型が3頭発見されていて、確立からいうとかなり高いように思います。

また、非定型BSEのL型。これは、コドン129でしたか、メチオニン/メチオニンに定型よりも強く結びつき易いとのことで、日本人の約92%がこのタイプということで、この点も嫌だなと思っている訳です。「米国がこの3頭を見つけられたのは偶々、運がよかったからだ」という専門家もいます。定型のBSEの対策がされてきた中で非定型も見つかって来たわけですから。神経症状を示さない、目視では分からない非定型を確実に流通に乗せない為にもBSE検査が必要だという先生もおります。予防原則に立ってある程度の先行投資が必要になってきたのではないかと思います。昨今は経済優先ですが、国民が食べるものにそういったものが少なからず流通しないためにも、他国がどうであれ、国内だけは徹底した対策をお願いしたい。イタリアであった事例のように、はっきりしていないが、脳等の特定危険部位以外に異常プリオンが溜まりやすい非定型が発見されたと聞きますが、パニックになったとき、「全頭検査しているので心配ない」と言

える様な、予防原則に立った対策も必要なのではないかと考えています。

そういう意味でも、北米での対策は、欧州と比較して意識が低いのではないかと思う。牛の飼養規模が大きく、考え方が経済性優先なのではないかという印象があります。

(奥田家畜衛生担当課長)

検査の話があったので、若干説明させていただきたい。実験感染の結果、BSE検査で陽性となるのは発病する、症状を出す半年ほど前からで、それ以前では、仮に感染していても検査で摘発することは出来ないということです。したがって何が大事かというSRMの除去、これが一番大事だということです。フグと同じで、危険な部位を除去することが大事。SRMを除去した牛を検査しているが、症状を出す前の牛を検査しても摘発できる可能性は低い。米国では、基本的に異常牛、臨床症状がある牛、死亡牛を中心に検査しているので、頭数は少ないけれども摘発できる確立は非常に高い。

実際、日本もかなり頭数を検査しているが、と畜時の検査で見つかったのは22頭で陽性となっているが、これは国内が比較的濃厚に汚染されていた時期の事例であり、その時期を過ぎてからは死亡牛でしか発生しておりません。世界的にも、臨床的に異常がある牛、死亡牛、高齢牛を重点的に検査して摘発するという流れにある。若い牛を検査しても摘発されません。事実、これだけ検査していても20か月齢以下では見つかっていません。

(一色部会長)

議論も大分進んでまいりました。堀内先生、米国の場合は確率的な考えで、異常牛や高齢牛などに検査対象を絞り込んだ対応をしていると解釈してよろしいでしょうか。

(堀内特別委員)

何人かの研究者が言っているが、ある母集団からどういった対象を抽出して調べれば全体を把握できるかということで、省力化という観点から必要なことだと思うが、米国はBSEの潜伏期等を考えて、ある程度の月齢以上で臨床症状がある牛を調べることで、全体の発生状況を調べることが出来るというスタンスを崩していない。リスク牛の考え方が日本とは異なる。あくまでBSEの高汚染国、1990年代の英国のような状況ではこの様な方法で良いのですが、汚染率が低くなるとなかなか臨床症状から判断することが困難になります。かつての日本もそれ程汚染が高くなかったので、事実、臨床症状牛ではなくBSEが見つかるのはと畜牛検査である程度の頭数見つかった。

私たちは発生状況や汚染状況によって検査対象を変えなければならないだろう。

米国も低発生国であるので、臨床症状牛だけを対象としていて良いのかという議論もあったが、アメリカとしては、スタンスを変えずにOIE基準の10万頭に1頭を検出できるというレベルのサーベイランスを続けている。

(一色部会長)

一つ目の議題をそろそろ閉じたいと思いますが、各委員からのご意見はもうありませんか。各国でリスク対策が取られて来て、全体としては、以前と比較してリスクは小さくなっているということで良いでしょうか。

検査については確率論的な検査の設定の仕方と、日本の様にとりあえず全頭検査しようという仕方、国によって考え方に違いがあることが明らかになったと思います。それでは、欧米のBSE対策に関する議論はこれにて終了とさせていただきます。

(1) 検討事項

イ 国が検査対象月齢を30か月超とした場合の北海道が行う検査に対する意見の整理

(一色部会長)

それでは次に、検討事項イ、国が検査対象月齢を30か月超とした場合の北海道が行う検査に対する意見の整理について、事務局から説明をお願いします。

(多田主査)

畜産振興課 主査の多田です。

私と保健福祉部食品衛生課から、2月14日に開催した「国内における牛海綿状脳症対策の見直しに関する説明会」の概要について説明いたします。

お手元の資料2-1をご覧ください。

説明会の目的ですが、BSE対策の見直しについて、国が2月1日に関係省令の見直しを行ったことから、道はこれまでの北海道が実施してきたBSE対策について、道民の皆様の理解を深めていただくため、国の見直し内容について厚生労働省の担当者を招き説明会を開催しました。日時は平成25年2月14日、札幌市内の会議室で開催しました。内容は、農政部 土屋食の安全推進局長から北海道におけるBSE対策について説明し、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 今西BSE対策専門官から国のBSE対策の見直しについて説明をいただきました。

厚生労働省からの説明内容について、保健福祉部食品衛生課から説明いたします。

(齋藤主幹)

保健福祉部食品衛生課の齋藤です。

私からは、厚生労働省の今西BSE対策専門官が説明しました、「BSE対策の見直しについて」説明させていただきます。

まず、お手元の資料2-2をご覧ください。

説明内容は大きくわけて、1番目に牛海綿状脳症について、2番目に平成13年国内発生以降のBSE対策の経緯について、3番目としまして平成23年12月19日に国が食品安全委員会へ諮問したBSE対策の再評価について、4番目に食品健康影響評価の概要として食品安全委員会における検討内容及び食品安全委員会からの答申内容について、5番目としてこれら食品健康影響評価を踏まえての国内・外措置見直しについて、6番目に省令改正施行時期と、当面の検査費用の補助継続について説明がありました。

説明概要は資料のとおりですが、その内容について、一番後ろに参考資料1がありますので、まず、こちらで説明させていただきます。

まず、「牛海綿状脳症について」ですが、参考資料の1ページの下段をご覧ください。

パワーポイントの2の資料になります。ここでは、BSEの感染経路、異常プリオンたん白質の蓄積部位やヒトへの影響などについて一般的な知見を説明いただきました。

次に、BSE対策の経緯ですが次ページの下段をご覧ください。パワーポイントの資料4です。すでにご承知と思いますが、平成13年9月に国内で1頭目のBSE感染牛の確認後、同年10月に、全国一斉にと畜場に搬入される牛のBSE全頭検査や特定危険部位部位(SRM)の除去と焼却の義務付け、肉骨粉の飼料として与えることの完全禁止等の実施状況等について説明をいただきました。

次に、1ページ飛ばしまして、下段のパワーポイントの8に、既に皆さんご存じのとおり、国が平成23年12月19日に食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問に

ついて説明いただきました。

次に食品健康影響評価の概要としまして次ページの下段をご覧ください。パワーポイントの10になります。こちらの評価内容が重要とのことでしたので、少し詳しく説明させていただきます。BSE感染牛ですが、国内では2003年以降に出生した牛からは、

BSE陽性牛は確認されていませんが、今回評価対象となっています、アメリカ、カナダ、フランス、オランダにおいても2004年9月以降の出生牛ではBSE陽性牛は確認されていません。

また、飼料規制強化後の出生牛での発生は極めて少なく、飼料規制が有効との考えが示されています。

次ページをご覧ください。パワーポイントの11です。これは、牛の感染実験の結果です。左の表は、野外でのBSE感染牛が平均的に摂取したと考えられる異常プリオンたん白質の量は、英国のBSE感染牛の脳幹100mgから1g相当と推定し実験した結果です。結果として、異常プリオンたん白質の摂取量が多ければ発生時期も発生の確率も高くなることが証明されています。

また、右のグラフは生後4～6か月齢の牛に、BSE感染牛の脳幹1gを経口投与した結果ですが、投与後42か月目までは、投与された牛の中樞神経に異常プリオンたん白質は検出されないことが結果で示されています。

国内では、21か月齢のBSE陽性牛が確認されていますが、この牛は異常プリオンたん白質の蓄積が他のBSE感染牛の1,000分の1と極めて少なく、感染性は認められず、ヒトへの感染性は無視できると判断されています。

さらに、下段記載の非定型BSEについても触れ、ほとんどの非定型BSEは、8才以上の高齢牛にみられ、国内で確認された23か月齢のBSE陽性牛についても、先ほど同様に異常プリオンたん白質の蓄積が他のBSE感染牛の1,000分の1と極めて少なく、感染性は認められず、ヒトへの感染性は無視できると判断されています。

また、ヒトへの影響、感受性ですが、ヒトの異常プリオンたん白質への感受性の調査では、感染実験結果から、牛とヒトとの間に種間バリアが存在することにより、牛に比べヒトは感受性が低いとされました。

また、英国では、1989年にこれまで食品としてきた脳、脊髄等を使用禁止した後、1990年以降の出生者に変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の患者は確認されていないことについて説明がありました。

次ページの上段には、平成24年10月22日に、食品安全委員会からの一次答申の内容について説明がありましたが、答申内容は、皆さんご存じのとおりと思いますので省略させていただきます。

答申を受けたことで、国としては今後、どの様に管理していくかについて、食品健康影響評価を踏まえた国内外措置見直しについて次ページ以降で説明がありました。

ここで、資料の2-2に戻っていただき、2ページの5をご覧ください。食品健康影響評価を踏まえた国内措置見直しについては、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則及びと畜場法施行規則の改正そして脊柱の取扱について食品、添加物等の規格基準がそれぞれ平成25年2月1日に改正され、食品、添加物等の規格基準に関しては同日施行、それ以外は4月1日施行となっています。

主な国内の見直し内容ですが、検査対象月齢が20月齢超から30月齢超に、特定危険部位の範囲が、扁桃を除く頭部、脊髄及び脊柱について全月齢から30月齢超に変更となっております。

また、新たに、30月齢以下の牛に限っては扁桃以外の頭部、脊髄・脊柱が利用可能になりますが、利用にあたっては、30月齢超と30月齢以下の牛の分別管理が必要と

なります。これらについての取扱いについては、平成25年2月1日に厚生労働省から通知されました「SRM管理等のガイドラインの管理及びBSE検査に係る分別管理ガイドライン」に規定され、これらについても詳細な説明があったところです。

また、既に省令等の改正は行ったところですが、6に記載してありますとおり、検査費用の国費補助に関しては平成25年4月以降も当面継続する旨の説明があり、今後、食品安全委員会からさらなる検査月齢の引き上げの二次答申が出された際は、検査月齢の引き上げに係る省令改正の手続きを速やかに実施して、その時点で検査対象外となる月齢分の国庫補助は中止するとの見解が示されました。私からの説明は以上です。

(多田主査)

お手元の資料2-1に戻りまして、当日行ったアンケートの結果ですが、104件の回答をいただき、性別では男性が93.3%、女性が6.7%でした。

年齢は、50代が44.1%、40代が23.1%、60代が15.4%、20代が10.6%、30代が4.8%、70代以上と10代が各1.0%でした。

職業別では、公務員等が39.4%、農業関係の団体職員が26.9%、食品関係の会社員が9.6%、農業者7.7%、農業関係以外の団体職員6.7%、食品以外の会社員が4.8%、消費者団体が2.9%でした。

つづいてアンケートの回答ですが、「BSE対策は検査ばかりではなく飼料規制やSRMの除去、トレサビリティなどの総合的な取組みが重要であることが理解できましたか。」という問に対して、できた56.7%、ほぼできた37.5%、あまりできなかった5.8%となっております。

次に「厚生労働省がBSE対策を見直す背景や根拠について理解できましたか。」という問に対しては、できた35.6%、ほぼできた46.2%、あまりできなかった11.5%、できなかった4.8%となりました。

続いてアンケートでいただいた主な意見ですが、「見直しの内容や安全性についての説明会の開催や情報公開が必要」、「SRMの除去対象月齢の見直しや処理・管理について不安」、「アメリカの月齢判定やトレサビリティについて不安、確認が必要」などの意見をいただきました。

次に主な質問についてですが、「検査対象の見直しにあたり、20か月齢から30か月齢に引き上げた理由について」、「30か月齢以下のSRMの見直しに伴う頭部から扁桃の除去について、現場として難しい作業であるのに何故除いたのか」、「30か月齢超と30か月齢以下の牛の分別管理のリスクについて」の質問がありました。

以上、「国内における牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する説明会」の概要についての説明を終わります。

(奥田家畜衛生担当課長)

引き続きまして、資料3をご覧ください。

厚生労働省は今回のBSEに関する国内対策見直しに当たり、昨年11月20日から12月19日までパブリックコメントを実施しました。意見募集の内容は、国内対策として「と畜場法施行規則及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令(案)」及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」というものであります。中央消費者団体として、日本生活協同組合連合会及び全国消費者団体連絡会の意見文がホームページから入手できましたのでご紹介いたします。行数の関係からお示した順になっております。日本生活協同組合連合会は、特定部位の範囲や検査対象月齢の見直しについて、現時点での科学的な知見に基づく検討の結果とし

て理解できるとしております。また、消費者の不安に丁寧にこたえていくためのリスクコミュニケーションの充実を求めています。

また、全国消費者団体連絡会は、特定部位の範囲や検査対象月齢の見直しについては是非の判断はせず、厚生労働省による丁寧な説明、消費者にも理解できる説明を求めるとともに、と畜で新たに発生する債務に対する補助を求めています。

何れにしましても、今回の見直しに対して否定的な意見は無かったことを報告いたします。

北海道から厚生労働省宛て提出しましたパブリックコメントについては、第1回の専門部会でいただいたご意見を基に整理しております。一番目に、「検査対象月齢の変更は全国一律に実施しなければ風評被害につながることから責任をもって全国の調整をすること」、「説明をしっかりと正しい知識を国民に広める努力をすること」といった内容で応募しております。以上でございます。

(一色部会長)

ありがとうございました。只今ご説明いただきました「国が検査対象月齢を30か月超とした場合の北海道が行う検査に対する意見」各委員からご発言いただきたいと思えます。小倉委員、何か気になったことはありますか。

(小倉特別委員)

第1回目の専門部会以降、大学の先生や専門家と議論をする機会がありました。平成13年9月の国内発生以降、トレサビリティについて法的に整備して生産履歴を明らかにしてきました。生まれた牧場や飼養管理された牧場、異動履歴のみならず、給与飼料についても明らかにすることが出来る。肉にして販売する際もバイヤーにアピールすることが出来る。ホームページ上で各牧場の特色もきっちりと伝えてきました。

平成13年11月頃から飼料規制をし、平成14年1月以降に生まれた牛でBSEが発生していないということが、BSEの経口感染による感染拡大を克服することができていることの証明になっていると思えます。飼料規制やその検証などの取組みをはじめとして、いろいろな対策がきっちりできているという実績を消費者に対して知らせたいと思えます。BSE対策は成功しています。

見直される対策についてだけではなく、今後も継続する対策や規制についても丁寧な説明が大事な事と考えています。

肉骨粉も大事な資源であるので、農水省としても検討している。資源として活用する、使用方法の可否について法的な規制をしっかりとすべきで、消費者にもビジョンとして示す必要があります。

様々な手法でBSEを克服したということ伝えることが大事なのだと思う。

対策を解除する手法とは別の問題で、これまで取ってきた対策やこれからも継続される規制についてみなさんに丁寧な説明することが大事なことだと思います。

(一色部会長)

どうもありがとうございました。委員から他にご発言ありませんでしょうか。

(佐々木特別委員)

質問ですが、前回の会合で小倉委員から、道内の牛肉の9割近くが道外で消費されているため、今後もBSE検査を継続すべきかどうか含めた調査をお願いしたと思うのですが、それに関して資料が全く無いのですがどういったことでしょうか。前回、道外の

調査をするよう意見を取りまとめたはずですが。

(土屋局長)

北海道を除いた各都府県の動向ですが、国の更なる月齢の引き上げもあり、各県でも、やはり私どもと同じ様に「全国一律でなければ困る」と考えているところが多く、当面は、25年度4月以降も、現在の検査を引き続き実施しながら対応を検討していこうという様子です。今後の対応について状況を取りまとめて、次回の検討委員会でお示ししようと考えていました。

(佐々木特別委員)

前回小倉委員が言われたのは、都道府県の意見ということではなく、北海道産牛肉を取り扱っているスーパーのバイヤー等が「検査が継続しないと売り辛い」とか、「30か月以下のものについては検査は不要ではないか」など、どの様な意見を持っているのか聞く必要があるのでは無いか、と小倉委員は言っていたと思います。都道府県の対応ではなく、流通・スーパーのバイヤーという言い方をしていたと思います。本州の。そういった方々に、北海道が対応を見直した場合に北海道産牛肉を継続して扱いますか、ということ聞き取ることが必要ではないかと。

(土屋局長)

いくつかのスーパー等にもお聞きしたのですが、国が更なる月齢引き上げについて検討中なので、我々としても全国の動向も踏まえて検討中ということですし、どの都道府県も方向性が決まっていますので、今回はお示ししておりません。

(佐々木特別委員)

国が検査月齢を30か月超とする場合の北海道が行う意見ということになると、検査を継続すべきだとか、すべきでないとか、これは全国一律でないと風評被害が起きると困るので、都道府県の検査体制が別々であった場合についての調査というのは最初に必要な事では無いでしょうか。北海道であろうが、青森県であろうが、岩手県であろうが、検査対応が違った場合に、流通がどの様な動きをするのかという点が重要です。

私は食肉業界の一人として同席させてもらっている以上、その点を中心として語れないと、北海道が行う検査という部分に関しては、甚だ如何なものかと。

先ほど局長が冒頭の挨拶で、「とりあえず予算を付けた」とおっしゃられていたが、スケジュール的に逃げているのでしょうけれども、であれば、この会議の時期を早めて行われるべきだったと思うし、資料として必要ないのか集まらないのか事前にはっきりしていただかないと、会議に出席して発言を求められても持ち合わせている知識では回答しようがないと。北海道新聞を読んでいる方が一番情報通ということになりかねない。それでは、道から旅費を貰って出席しているので困る。次回と言わず早急にやらないと、後先逆ではないかと思えます。

(一色部会長)

事務局から今後のスケジュールについてお話いただけますか。食品安全委員会や厚生労働省の今後の動きもあろうかとおもいますが、スケジュール感をお話下さい。

(奥田家畜衛生担当課長)

次回の開催日程に踏み込みますが、道としては、国の動きを見極めながら方針を決め

る必要があることから、食品安全委員会の二次答申を踏まえまして、第3回専門部会を開催をお願いしたいと考えております。答申が出れば、全国的な見方が現在と違ってくる可能性もあるかもしれませんが、検査を行っている自治体も方向性を示さなければならなくなると思われます。全国の状況調査や大手スーパーのご意向や全国消費者団体等のご意見を確認した上で、次回の専門部会を開催いたしたいと思っております。

(土屋局長)

都府県の動向や食肉流通業者のご意見等については、出来るだけ早く把握して、事前に委員の方々に資料をお配りした上で、食品安全委員会の二次答申の時期が目に見えてきた段階、その時を目途にしながら会合を開かせていただきたいと考えております。

(塩越特別委員)

食品安全委員会の二次答申というのはいつ頃出るのでしょうか。

(土屋局長)

現在議論は進めていると聞いていますが、いつどの様な形で出てくるのかはまだ分かりません。前段のご挨拶でも申し上げましたが、国からの諮問、そして内部での検討ということを見ると、あまり長く時間を置いてということでは無いと、私どもは受け止めておりまして、そういう意味では、今年のあまり遅くならない時期に出るのではないかと、勝手に考えております。

(一色部会長)

堀内先生、状況を分かる範囲でコメントいただけますか。

(堀内特別委員)

今年度中かどうかということ非常に厳しいところだと思います。政権交代があって議論が進んでないところがあって、しかし、委員会としても出来るだけ早くという形では動いていると思います。いつということは申し上げられないが、ある程度の常識的な範囲では、もう常識を超えて遅くなっているかもしれませんが、そう遠からず、ある程度の方向性が示されるのではないかと。

(塩越特別委員)

見直しというのは、今30か月超という見直しになったということですが、更なる見直しとなりますと、どこら辺までなるのでしょうか。目途はあるのでしょうか。

(堀内特別委員)

2次答申として検討中の諮問では具体的な数字が示されていません。「それ以上」の場合どうなのかという、どう考えるかという難しいところがあります。飼料規制等の遵守事項が守られなかった場合を仮定して、起こりうるワーストケースを考えながら、安全域を考えた上で30か月齢以上のところを議論しているのが現状です。いろいろな委員の先生方の考え方がありますので、今の段階で何か月とか、何年とかは申し上げられませんが、諮問に対してきちんと答えられるよう議論を進めています。

(土屋局長)

関連して、先ほどの佐々木委員からのご意見ですけれども、今、国内で決まったのは、

4月1日からは30か月超ということです。業界の方にお伺いすると、北海道のホルスタインの肥育期間というのはだいたい18か月から長くても22か月ということですが、黒毛和牛の肥育期間は短くて26か月、長いものでは33か月になります。そういった状況で、国が検査月齢を30か月超と決めたと、ついては、検査した方がいいですか、検査しなくてもいいですかとお聞きすると、黒毛が30か月齢では分断されてしまいますので、検査された牛肉とされていない牛肉とが混在することになる。だとすれば業界としては検査した方がいいのではないかと、そういった意向になりかねないのではないかと。国でも引き続きの検討がされているわけですが、この30か月というのは、先程、EUの対応でも説明しましたが、EUでも48か月になったり72か月になったりしてきたわけですが、検査対象月齢によっては、通常の肥育期間であれば検査の対象から外れるのか、または一部は検査対象になるのかによっては、食肉業界を含めた認識が大きく変わると思います。そういったことを考え合わせると、今意見聴取することで「変なシグナル」と受け取られて誤解されることは避けなければならないと考えております。国による更なる月齢の引き上げについての動向が見え出してからお伺いした方が、業界の意向として、私ども大生産地北海道の考え方の参考になるのではないかと考えております。時期を明確に見据えた上で調査をして、この部会にご報告した方が、正確な食肉業界の状況や流通の意向を反映できるのではないかと考えています。繰り返しになりますが、3回目の部会までに国の動きを見据えて、調査した上で、正確な情報を委員の皆様、部会に出したいと考えております。

(佐々木特別委員)

お願いになると思います。今日の資料中に、21か月以上の検査費用は、25年4月以降も当面、国が負担することに決まったようですが、それはありがたいことなのですが、こういった決定がされる前段に、和牛の検査月齢が30か月では跨った牛がでてきて南九州あたりでは大反対だと思うのですが、全国の自治体が集まって、足並みを揃えるため、21か月から30か月までの牛の検査費用を要求するというような行動はやらなかったのでしょうか。足並みが乱れないよう、国に検査費用を求める要請はされなかったのでしょうか。

(土屋局長)

結果としては、私どもは引き続きの助成の要望はいたしてございません。逆に言えば、国が助成をするしないに係らず、私どもの議論がまとまらない期間については、道費の持ち出しをしたとしても、現行の検査体制を、当面、来年度は継続しようと考えておりました。お金が切れるから検査を止めるという考えではなく、食の安全・安心を道民の方々の議論を踏まえて対応しようという考えです。

パブリックコメントでは、全国一律で実施して欲しいと要請はいたしましたが、お金のことに関しては要請してございません。

(一色部会長)

検査月齢に関しては大分議論が深まってきましたが、SRMについても変更があります。委員の方々ご意見ございませんでしょうか。

堀内先生、扁桃を完全に取り除くというのは難しいのでしょうか。

(堀内特別委員)

現場の方々にお聞きする方が良いのかもしれませんが、解剖学的にいっても、扁桃だ

けを取り除くにも肉眼的に表面を見てもどこからどこまでか分からない。現場で実際にどのようにしているか分かりませんが、獣医学的に牛の体を考えた場合、扁桃だけを取り除くのはかえって混乱を招くようにも感じます。

(一色部会長)

高橋課長、現場の意見はどのような感じでしょうか。

(高橋食品衛生課長)

扁桃については、今のお話にあったとおり、実際除去するのは難しいのではないかという意見もあります。

30か月での取扱いについての話が出ていましたが、道内のと畜場、食肉処理場でこの機会に変更しようという動きはありません。道内では4月以降も変更はありません。

(一色部会長)

他、ご意見ご質問ございましたらお願いします。

(塩越特別委員)

新聞報道などを見て思ったのですが、30か月超にした場合、と畜場での処理が大変複雑になると。そうした場合、現在の態勢を維持した方が極めてシンプルに処理できるようですが。しかし、態勢を変更した場合には、その対応に人手がかかるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

(高橋食品衛生課長)

現行は月齢にかかわらず一律ですから処理だけを考えると簡単ですが、分別管理をした方が良いのではないかという意見もあります。取引の問題もありますので、制度が変わったからといって、すぐにそうなるとは限らないと思います。国から要領も示されており、月齢によって曜日や受入順を分ける方法も示されています。どのような対応をするべきか、関係業者さんと相談しながら、どういう形であれば手間をかけずに管理できるか考えていきたいと思っています。

(塩越特別委員)

それをやることによって人件費が多くなるようなら、効率性からいっても、現状を維持するのも一案かなとも思いました。

それと、もう一点気になったことは、先日の説明会です。道庁さんが要請しなければ、厚生労働省の方が来られて説明する機会は無かったようです。また、今回は決まった後での説明で、私としては力が入りませんでした。決まる前に、牛肉の産地である北海道の方々の意見を厚生労働省が聞いて持ち帰って検討するのであれば意味があると思いますが、決まった後での説明会では、何を質問すればいいのかと。決まってしまったことで変わるわけではないと思った方も結構居られたと思います。そういったところが不満に思われたと。説明会というのは、決まる前にみなさんの意見を伺うべきでないかと。厚生労働省にも良く伝えていただきたい。東京と大阪の2か所で説明会をしたようだが、消費地ばかりで生産地の意見を聞いていない。消費地さえ押さえてしまえば、決まってしまえばこっちのものと。どうしてもTPPの事前協議との兼ね合いがあるのかなと、どうしてもそういう様にとれてしまいます。

(一色部会長)

リスクコミュニケーションに関しては、消費者庁が出来てから国のあり方も変わってきたように思います。地方自治体としても、もっと丁寧な説明や情報発信をして欲しいと言いつけなければならないのかも知れません。食品安全委員会もリスクコミュニケーションの予算も人員もかなり削られてしまって、議論だけして下さいというやり方に変わってきたようですけれども、その中でもより工夫して、適切に情報発信して、適切に国民から意見を頂くというやり方に変わって欲しいと思います。

これは道庁にも言えることで、北海道は広いですから、端から端に情報を行き渡らせるためには、どうしてもインターネットということになるのでしょうか、もう少し工夫を検討して欲しいなど、個人的には思います。

それでは、他にご意見ありましたら。

(佐々木特別委員)

先程、月齢のことで、高橋課長と塩越さんがお話されていた中で、私は、生意気な言い方かもしれませんが、30か月というのは和牛でいうとどれくらいの頭数が居るかというのは分かりきったことなのです。それを国から、30か月齢についてかくかくしかじかと言われても、実務をやる上で大変だからその月齢をもう少し遅くしてくれと現場レベルで言わないと、日本黒毛の月齢というのは世界の標準ではないですから厚生労働省では分かりません。北海道はホルスタインが多いですが、和牛もこれだけ増えてきたのですから、全国の畜産県の担当者が集まって、「これは36か月のところでやるべきだ」などと言えば、いくつかの例外もあるが、ほとんどがその月齢で収まるわけですから、都道府県レベルで厚生労働省にもものを言うようなスピードでいかなければならないのではないのでしょうか。言われたことに関してどうこう言っているのは遅いと思います。

私もと畜場利用者の一人なので、良く分かるけれども、現場としては大変なことなのです。検査費用というよりは、検査に携わる先生方の数のことを考えると。国が保健所、食肉衛生検査所を運営しているわけではないですから、もっと早く意見を先に出してもらわないと。後付けで検討するような会合ではあまり意味がないと思いました。

(一色部会長)

ありがとうございました。どうぞご発言をお願いします。小倉委員ございませんか。

(小倉特別委員)

食品安全委員会や厚生労働省の対応を見てみると、平成17年の改正時には、北海道内でも、食品安全委員会が出てきてパネリストを設けて丁寧な説明会を開催したと思います。全国何か所かで開催しました。

今回は、荒っぽく言えば、東京と大阪をやれば全国の代表者だというような対応で、この点を見ても厚生労働省の考え方が分かる。BSE関係の物事の運び方が悪いとそこが抵抗になって中々スムーズに進まないわけです。厚生労働省も何か月かという対応が必要になると思いますが、それぞれの地域や都道府県の状況や考え方があります。日本の畜産業界が生き残っていくためには、特に北海道や九州が、厚生労働省に対して意見を伝えるということが大切になるのではないのでしょうか。今後、月齢の更なる見直し等いろいろな事が論議になると思いますが、消費者がどう認知するかという事が重要になるので、北海道もどんどん意見を出して反映させる必要があると思いますのでよろしくをお願いします。

(一色部会長)

ありがとうございました。時間も迫ってきましたが、よろしいでしょうか。
塩越委員。

(塩越特別委員)

資料を見ましたら、資料3の〈参考〉、道が昨年12月に国に提出したパブリックコメント意見の一番下には、「非定型のBSEについては、国民に丁寧に説明すること」とも書いてあります。先日の国の説明会でも非定型については触れていない。スクレイピー、羊の海綿状脳症は20種類くらいあるといわれていますが、BSEは何種類有るのかということすら分かっていない。その中の非定型とは、定型に対して違うものを非定型というのだと思いますが、スイスでは、非定型のL型、H型のどちらにも該当しないものが出てきているということです。そういったことも考えていくと、先程も申しましたが日本人が感染しやすい体質だということも含めて、消費者は非常にはっきり納得できる状況にならないとなかなか納得できない。

こういったことを言ってきてくれといわれたのが、安全というのは科学的に安全ということで、今の科学技術における安全であって、安心は違うと。消費者はそれよりも安心を求めることもあるので、あまり急がないで欲しいという意見が結構あることをお伝えして、私の意見としたいと思います。

(一色部会長)

ありがとうございました。堀内先生、最後に何かありますか。

(堀内特別委員)

この会とは直接関係無いのかもしれませんが、私は食品安全委員会の関係の委員もやっておりますので、BSEの問題は、10年経って清浄化が進むと、行政の方の取組というのも、多少10年前と意識が変わってきているところがあると思います。私も説明の仕方が不十分だなと感じておりました、委員会の場において、地方・現場ではそういった思いがあるということをお伝えしたいと思います。

たしかに、今回の食品安全委員会の説明会というのは不十分で、直ぐに次のステップに進んでしまったなという印象があります。

(一色部会長)

ありがとうございました。それでは、検討事項(1)のイについてはこれで終わりにさせていただきますと思います。

(2) その他

(一色部会長)

それでは、議題(2)その他として、委員の皆様から何かありますか。
無い様なので、事務局にお返ししたいと思います。

(奥田家畜衛生担当課長)

今回の審議の内容ですが、OIEにおいて日本が「無視できるリスクの国」いわゆるBSE清浄国と承認された後に北海道が行う検査のあり方についての意見の取りまとめと提言について審議をいただきたいと提案させていただきます。

(一色部会長)

只今、これから予定についての提案がありましたけれども、何かご質問はございませんでしょうか。

(塩越特別委員)

時期としてはいつ頃でしょうか。

(奥田家畜衛生担当課長)

O I Eの総会が5月末ということですので、それを踏まえて、全国の動向等を調査した上でと考えておりますので、6月に入ろうかと思っておりますけれども、その時期を予定したいと思っております。よろしく願いいたします。

(一色部会長)

委員の方々よろしいでしょうか、それでは、これで本日の議事を終了いたします。

長時間にわたりまして、熱心にご審議ありがとうございました。

進行を事務局に戻します。

4 閉会挨拶

(小田主幹)

一色部会長ありがとうございました。

閉会に当たりまして、農政部 土屋食の安全推進局長からごあいさつを申し上げます。

(土屋局長)

部会長をはじめ委員の皆様には、長時間にわたり熱心なご審議をいただきまして、お礼申し上げます。

特に、佐々木委員からお話があった、前回の小倉委員からのご要望、流通の動向は他府県を含めてはどうかという点について、委員の皆様にも事前にお諮りしないで今回は出さなかったことについて、お詫びを申し上げます。

先程の厚労省に対する答えも、第一回目のこの専門部会での議論を下敷きにして出したわけでございます。

私どものB S E対策を決めるにあたっては、専門部会での議論が第一であると考えております。

本日は「欧米のB S E対策」や「今後のB S E検査のあり方」などについて、幅広くご意見をいただきました。今後の検討にあたっては、本日頂いたご意見に十分留意して進めてまいります。国に対しても、北海道の考え方について、今まで以上にはっきりと伝えてまいりたいと考えております。

また、2月14日に道民に対する説明会を開催しましたが、引き続き丁寧な説明を私ども自身、続けてまいりたいと考えておりますし、今後とも道の対策を決めるにあたっては、そういったことも踏まえながら対応を決めていきたいと思っております。

次回の開催日程については、先程も事務局からお話したように、5月末のO I E総会を終えてからということですので、国の更なる月齢引き上げの状況を踏まえながら、委員の皆様のご都合を確認させていただいた上で、開催したいと考えているので、よろしく願いいたします。

終わりになりますが、本日は、大変お忙しい中、ご出席頂きましたことに改めてお礼申し上げます、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

5 閉 会

(小田主幹)

以上をもちまして、平成24年度第2回BSE専門部会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。